

| 事業の名称 | 事業の概要・支援の内容 | 対象となる方々 | 助成内容・必要経費など | 手続きの方法 | 申請受付・問合先 |
|-----------------|---|--|---|---|------------------------|
| ■乳幼児医療費助成事業 | 6歳未満の子どもの医療費を助成します。 | 6歳の誕生日までの乳幼児の医療費 | ●助成額＝1カ月の医療費の3,000円を越える額を助成 *市民税非課税の世帯は全額助成となります。 *3歳未満の方については全額を助成します。 | 登録申請は、子どもの出生時など、随時、受け付けます。 ●必要なもの＝印鑑(スタンプ印を除く)、乳幼児の健康保険証 *平成19年3月診療分から県内の医療機関などの窓口で資格者証を提示して受診すると、助成金は後日、自動的に登録済みの口座に振り込まれます(県外の医療機関で受診または県内の医療機関で資格者証を提示せずに受診した場合は、申請書を提出する必要があります)。 | ■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課 |
| ■ひとり親等家庭医療費助成事業 | 次のような家庭を支援するため医療費を助成します。 ●母親と児童だけの家庭 ●父親と児童だけの家庭 ●父親または母親が重度の障害の状態にある家庭 ●父母に代わって児童を養育している家庭 | 児童を監護している父または母、あるいは父母に代わって児童を養育している方が対象となります。 なお、児童とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいいます。 また、児童の心身に中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで助成が受けられます。 | 保険給付などに係る一部負担金を保険医療機関などに支払った方に対して助成金を支給します。 助成の額は、一部負担金から医療保険各法の規定に基づく付加給付などの額を控除した額となります。 | 【資格認定】 随時、受け付けています。 ●必要なもの＝認定申請書 戸籍謄本、健康保険証、印鑑(スタンプ印を除く)など 【助成申請】 随時、受け付けています。 診療を受けた月の翌月から起算して6カ月以内に申請してください。医療機関などで支払った医療費の証明を受けた後に助成申請書を提出してください。 *詳しくはお問い合わせください。 | ■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課 |
| ■すくすくベビー券支給事業 | 新生児を養育する保護者に、紙おむつ、ミルクなど関連商品などが購入できる「すくすくベビー券」を支給します。 | 本市内に1年以上居住し、新生児を養育している保護者 | 18,000円分(1枚1,500円の12枚綴り)の券を支給します。 | 出生月の翌月から起算し、3カ月以内に申請してください。 ●必要なもの＝印鑑(スタンプ印を除く)、税金等完納証明 | ■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課 |
| ■チャイルドシート一部助成事業 | チャイルドシートを購入する場合、その一部を助成します。 | 本市内に1年以上居住し、6歳未満の子どものみを養育している保護者 ●対象＝市内の事業所で購入した場合のみ | ●助成額＝チャイルドシート1台につき5,000円 *5,000円に満たない場合は、その購入金額を助成します。 | 購入月の翌月から起算して3カ月以内に申請してください。 ●必要なもの＝購入店の証明、印鑑(スタンプ印を除く)、税金等完納証明 | ■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課 |
| ■子育て支援パスポート事業 | 子育て中の家庭が協賛店舗でパスポートを提示すると、店舗ごとに決められた各種の特典・サービスを受けることができます。 | 18歳未満の子どものみを養育している方および妊娠中の方 | パスポートを提示すると協賛店舗の特典などが受けられます(サービスの内容は各店舗で異なります)。 | パスポートの申請は随時、受け付けます。 ●必要なもの＝印鑑(スタンプ印を除く)、母子健康手帳(妊娠中の方のみ) | ■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課 |

■一時的な保育を支援します。

| | | | | | |
|--------------------|--|---|--|---|--|
| ■ファミリー・サポート・センター事業 | 子どもの預かりや送迎などを保育施設などで対応できない変動的で一時的な保育で困ったときに、「おねがい会員」の子育てを「まかせて会員」がお手伝いします。 | 【おねがい会員】 生後3カ月から小学校6年生までの子どものいる方 【まかせて会員】 20歳以上の健康な方、子どもが好きな方、育児を経験した方 | 【おねがい会員】 入会金無料、援助を受けるとき、30分350円からのお支払い 【まかせて会員】 入会金無料、援助を行ったとき、30分350円からの報酬 | 随時、電話で受け付けます。会員登録するにはセンターで実施する講習会を受講してください。 ●必要なもの＝写真(3cm×2.5cm)2枚、印鑑(スタンプ印を除く)、筆記用具 | ■ファミリー・サポート・センター 薩摩川内(本庁1階) ☎0996(22)5085 |
| ■乳幼児健康支援一時預かり事業 | 子どもが病気や、病気回復期であり、集団生活や家庭での保育が困難な場合、7日を限度として保育と看護を行います。 | 乳幼児および小学校3年生までの児童 | ●利用できる日数＝1～7日 ●子どもを預かる施設＝関小児科病時保育所ぐうちよきばー ●利用料金＝1日1,000円 *生活保護世帯は無料 | 事前に登録が必要です。 ●必要なもの＝事前登録用紙、(児童票)、利用申込用紙(申請書)、家庭との連絡票 | 【登録・実施場所】 ■関小児科医療院病時保育所ぐうちよきばー ☎0996(23)2611 |